

# 青年農業者確保育成推進事業実施要領

公益社団法人みやぎ農業振興公社

## 第1（目的）

公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、業務方法書第10条に基づいて、各関係団体が実施する事業に対して助成を行うことにより、本県農業の次代を担う青年農業者の確保・育成を推進強化する。

## 第2（対象組織）

青年農業者の確保・育成を推進することを目的とした事業を実施している県内の各関係団体等

## 第3（助成対象経費及び助成額）

助成の対象となる経費は、対象組織の年間の事業経費の一部とし、公社の予算の範囲内で助成するものとする。

## 第4（事業申請）

助成を受けようとする対象組織の代表者（以下「申請者」という。）は、以下の書類により公社理事長あて申請するものとする。

- （1）青年農業者確保育成推進事業申請書（別記様式1号）
- （2）事業実施計画書（別記様式2号）

## 第6（事業承認及び助成金の交付）

公社は、申請書を受理し承認した場合、速やかにその旨を申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

## 第7（実績報告）

申請者は、事業完了後、以下の書類を速やかに公社理事長あて提出するものとする。

- （1）青年農業者確保育成推進事業報告書（別記様式1号）
- （2）事業実施実績書（別記様式2号）

## 附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。